

平成 25 年 5 月 吉日

施設長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会

会長 北田 光一

医薬品安全管理責任者等講習会への派遣依頼について

平成18年の医療法改正に伴い、医薬品使用時の安全管理体制充実を目的に、各医療機関に「医薬品安全管理者」の設置が義務づけられております。医薬品安全管理責任者に対しては、医療安全管理者のように、診療報酬上の算定ができるわけではなく、またそれに伴う講習の義務づけ等ありません。しかしながら、医薬品安全管理責任者の役割は極めて重く、最新の情報を入手することも責務として定められております。また、昨年は総務省により医薬品安全管理責任者が各医療機関においてどのような活動を行っているかという調査も行われました。

日本病院薬剤師会では法改正以来、毎年「医薬品安全管理責任者」の業務を行う上で必要とされる知識、技術等の向上を目的とした講習会を開催して参りました。本年は全国6ヵ所、7回の講習会を開催致します。プログラムにもありますように、本講習会には厚労省や医薬品・医療機器総合機構による講義も含まれており、極めて中身の濃い講習会となっております。

貴施設の医薬品安全管理責任者(あるいは代理の者)の本講習会への参加について、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。